

「地方分権改革推進法（仮称）」の早期制定について

国においては、安全保障をはじめ日本国としてのあり方等の課題が山積しており、国際的な競争や協調などの国家戦略の立案と実践に力を集中していくことが不可欠である。内政面では、教育、福祉、まちづくりなどの課題が山積し、地方にできることは地方が担い責任を持つ地方分権改革をさらに推進することが、新しい国のかたちとして求められている。

地方が元気にならなければ日本全体の建て直しも実現できない。

地域力を活かして、多様な地方をよみがえらせる必要がある。

未来の創造に自由に挑戦できる環境と気概を地域にもたらず地方分権改革の実現が必要である。

しかし、これまでの改革においては、国と地方の役割分担は整理されておらず、依然として国と地方の二重行政による大きな無駄がある。地方分権改革の推進こそが、国・地方を通じた最大の行財政改革となる。

そのためには、役割分担に基づく事務事業・権限の移譲、国による関与・義務づけの廃止・縮小のほか、税財源の移譲と国庫補助負担金の原則廃止などの改革が不可欠である。

「基本方針2006」においては、地方分権に向けた関係法令の一括した見直し等が盛り込まれたところであり、総理の強力なリーダーシップの下、地方分権改革を積極的に進めるため、「地方分権の推進に関する意見書（平成18年6月7日）」の実現に向けて、地方分権改革推進のための新法を速やかに制定し、第2期の地方分権改革の歩みを力強く踏み出すことを要請する。

については、地方六団体として「地方分権改革推進法（仮称）」に盛り込むべき事項を、別紙のとおりとりまとめたので、趣旨をご理解の上、その実現に向けて真摯に対応をしていただきたい。

平成 1 8 年 9 月 1 5 日

地 方 六 団 体

全 国 知 事 会
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会
全 国 市 長 会
全 国 市 議 会 議 長 会
全 国 町 村 会
全 国 町 村 議 会 議 長 会

「地方分権改革推進法」骨子案

1 目的

これまでの地方分権改革の成果を踏まえつつ、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、必要な体制を整備することにより、地方の参画の下に、国と地方が共同して地方分権改革を総合的かつ計画的に一層推進する。

2 基本理念

「地域のことは、地方公共団体が担い、住民が自らの責任に基づき決定する」という地方自治の本旨に基づいて、多様で活力があり住民が安全・安心に暮らせる分権型社会をつくり、「豊かな自治と新しい国のかたち」を実現する。

3 地方分権改革の推進に関する施策及び基本方針

以下の施策及びその基本方針に基づき、一体的かつ包括的に地方分権改革を推進する。

(1) 国と地方公共団体との役割分担の見直し等

「国の果たすべき役割を国際社会における国家としての存立にかかわる事務等に一層重点化し、内政に関する事務は、地方が担う」ことを基本に、国と地方公共団体の役割分担の見直しを進め、国から地方公共団体への事務事業及び権限の移譲を推進する。

併せて、地方に対する義務づけ及び関与並びに国庫補助負担金を廃止・縮小し、関係する国の出先機関等の廃止・縮小や、国と地方において重複して行っている事務事業の解消なども進める。

(2) 地方税財源の充実強化等

地方交付税及び国庫補助負担金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行い、地方税財源の充実強化を図る。

地方交付税については、名称の変更(「地方共有税」)・国の特別会計に直接繰り入れる等の見直しを行うことにより、地方固有の共有財源であることを明確にする。

(3) 内政の政策立案等に関する地方の参画の推進

地方に関わる事項についての政府の政策立案等に関して地方の意見を反映させる仕組み(「(仮)地方行財政会議」)を構築する。

4 地方分権改革推進計画(以下「計画」という。)

(1) 計画の作成

政府は、委員会からの勧告を受け「3 地方分権改革の推進に関する施策及び基本方針」に基づく具体的方策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方と事前に協議を行ったうえ、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画を作成する。

(2) 国会への報告

政府は計画を作成したときは、国会に報告する。

5 地方分権改革推進委員会（以下「委員会」という。）

（１）設置

内閣府に、委員会を置く。

（２）所掌事務

委員会は、「３ 地方分権改革の推進に関する施策及び基本方針」に基づいて、その具体的方策を調査審議し、その結果に基づいて、計画の原案を内閣総理大臣に勧告する。

委員会は、計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べる。

（３）国会への報告

内閣総理大臣は、委員会からの勧告を受けたときは、国会に報告する。

（４）組織

委員会は、委員 7 人をもって組織する。

（５）委員

委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

委員のうちには、全国の都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の各連合組織が共同推薦した者 3 人を含むものとする。

6 地方分権改革推進本部（以下「本部」という。）

（１）設置

内閣に本部を置く。

（２）所掌事務

本部は、委員会が内閣総理大臣に勧告した計画の原案を受けて、政府が速やかに計画を作成し、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるための総合調整を行い、地方分権改革に関する施策の実施を推進する。

（３）組織

本部は、全ての国务大臣をもって組織し、本部長は内閣総理大臣とする。

7 地方分権改革推進白書

政府は、計画に基づく施策の実施状況及び実施状況についての委員会の意見を国会に報告する。

8 法律の失効

この法律は、施行日から 3 年を経過した日にその効力を失う。